

# 電気料金種別定義書

(寄付電気プラン)

平成 29 年 4 月 1 日

株式会社アイキューフォーメーション

## 目次

I.	総則 .....	3
1.	適用 .....	3
2.	実施期日 .....	3
3.	定義 .....	3
II.	契約種別および電気料金.....	3
4.	契約種別 .....	3
5.	寄付電気プラン B.....	4
6.	寄付電気プラン C.....	5
III.	契約の変更 .....	6
7.	契約容量の変更.....	6
8.	本定義書の変更および廃止.....	6
<b>別表</b> .....		<b>7</b>
1.	寄付電気プラン B.....	7
(1)	寄付電気プラン B (北海道) .....	7
(2)	寄付電気プラン B (東北) .....	7
(3)	寄付電気プラン B (東京) .....	7
(4)	寄付電気プラン B (中部) .....	7
(5)	寄付電気プラン B (北陸) .....	8
(6)	寄付電気プラン B (関西) .....	8
(7)	寄付電気プラン B (中国) .....	8
(8)	寄付電気プラン B (四国) .....	9
(9)	寄付電気プラン B (九州) .....	9
2.	寄付電気プラン C.....	9
(1)	寄付電気プラン C (北海道) .....	9
(2)	寄付電気プラン C (東北) .....	10

(3)	寄付電気プランC（東京）	10
(4)	寄付電気プランC（中部）	10
(5)	寄付電気プランC（北陸）	10
(6)	寄付電気プランC（関西）	11
(7)	寄付電気プランC（中国）	11
(8)	寄付電気プランC（四国）	11
(9)	寄付電気プランC（九州）	12
3.	燃料費調整	13
(1)	燃料費調整額の算定	13
(2)	基準単価	15
	改定履歴	17

## I. 総則

### 1. 適用

- (1) 電気料金種別定義書【寄付電気プラン】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。
- (2) 本定義書は、離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限り）を除いた日本全国に適用します。
- (3) 本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

### 2. 実施期日

「本定義書」は、平成 29 年 4 月 1 日より実施するものとします。

### 3. 定義

本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

## II. 契約種別および電気料金

### 4. 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需要区分	提供エリア	契約種別
電 灯 需 要	北海道電力管内	寄付電気プラン B（北海道） 寄付電気プラン C（北海道）
	東北電力管内	寄付電気プラン B（東北） 寄付電気プラン C（東北）
	東京電力管内	寄付電気プラン B（東京） 寄付電気プラン C（東京）
	中部電力管内	寄付電気プラン B（中部） 寄付電気プラン C（中部）
	北陸電力管内	寄付電気プラン B（北陸） 寄付電気プラン C（北陸）

	関西電力管内	寄付電気プラン B (関西) 寄付電気プラン C (関西)
	中国電力管内	寄付電気プラン B (中国) 寄付電気プラン C (中国)
	四国電力管内	寄付電気プラン B (四国) 寄付電気プラン C (四国)
	九州電力管内	寄付電気プラン B (九州) 寄付電気プラン C (九州)

## 5. 寄付電気プラン B

### (1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

北海道、東北、東京、 中部、北陸、九州	契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
関西、中国、四国	最大容量（以下、最大需要容量といいます。）が6kVA未満であること。

### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

### (3) 契約電流または最大需要容量

北海道、東北、東京、 中部、北陸、九州	イ 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。 ロ 小売電気事業者は、一般送配電事業者によって、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそ
------------------------	---

	れがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けません。
関西、中国、四国	<p>ハ 最大需要容量が6kVA未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によります。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における最大需要容量が6kVA未満であることの決定を引き継ぐものとします。</p> <p>ニ 小売電気事業者および一般送配電事業者は最大需要容量が6kVA未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります</p>

(4) 電気料金

基本料金、電力量料金は、別表1のとおりとします。

料金は、基本料金、電力量料金、電気供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）8(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加え、別表（燃料費調整）により算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとします。

## 6. 寄付電気プランC

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6kVA以上であり、かつ、原則として50kVA未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまとの協議によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

(4) 電気料金

基本料金、電力量料金は、別表2のとおりとします。

料金は、基本料金、電力量料金、電気供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）8(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加え、別

表（燃料費調整）により算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとしします。

### III. 契約の変更

#### 7. 契約容量の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約容量を変更することはできません。
- (3) 契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

#### 8. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

## 別表

### 1. 寄付電気プラン B

#### (1) 寄付電気プラン B (北海道)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の料金は、246.24円といたします。

基本料金単価	契約電流 10 アンペアにつき	334.80 円
--------	-----------------	----------

##### ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	15kW 超過 120kWh まで: 1kWh につき	23.54 円
	120kWh 超過 300kWh まで: 1kWh につき	29.72 円
	300kWh 超過分	33.37 円

#### (2) 寄付電気プラン B (東北)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の料金は、247.04円といたします。

基本料金単価	契約電流 10 アンペアにつき	324.00 円
--------	-----------------	----------

##### ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	15kW 超過 120kWh まで: 1kWh につき	18.24 円
	120kWh 超過 300kWh まで: 1kWh につき	24.75 円
	300kWh 超過分	28.75 円

#### (3) 寄付電気プラン B (東京)

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の料金は 231.55 円といたします。

基本料金単価	契約電流 10 アンペアにつき	280.80 円
--------	-----------------	----------

##### ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	15kW 超過 120kWh まで: 1kWh につき	19.52 円
	120kWh 超過 300kWh まで: 1kWh につき	26.00 円
	300kWh 超過分	30.02 円

#### (4) 寄付電気プラン B (中部)

##### イ 基本料金



基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の料金は、253.80円といたします。

基本料金単価	契約電流10アンペアにつき	280.80円
--------	---------------	---------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	15kW 超過 120kWh まで: 1kWh につき	20.68円
	120kWh 超過 300kWh まで: 1kWh につき	25.08円
	300kWh 超過分	27.97円

(5) 寄付電気プラン B (北陸)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の料金は、231円55銭といたします。

基本料金単価	契約電流10アンペアにつき	237.60円
--------	---------------	---------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	15kW 超過 120kWh まで: 1kWh につき	17.48円
	120kWh 超過 300kWh まで: 1kWh につき	21.29円
	300kWh 超過分	22.98円

(6) 寄付電気プラン B (関西)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の料金は、187円といたします。

基本料金	1契約につき (最初の15kWh まで)	327.65円
------	----------------------	---------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	15kW 超過 120kWh まで: 1kWh につき	19.76円
	120kWh 超過 300kWh まで: 1kWh につき	26.19円
	300kWh 超過分	29.94円

(7) 寄付電気プラン B (中国)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の料金は、180円といたします。

基本料金	1契約につき	331.23円
------	--------	---------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	15kW 超過 120kWh まで: 1 kWh につき	20.40 円
	120kWh 超過 300kWh まで: 1kWh につき	26.96 円
	300kWh 超過分	29.04 円

(8) 寄付電気プラン B (四国)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の料金は、205 円といたします。

基本料金	1 契約につき	403.92 円
------	---------	----------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	15kW 超過 120kWh まで: 1 kWh につき	20.00 円
	120kWh 超過 300kWh まで: 1kWh につき	26.50 円
	300kWh 超過分	29.95 円

(9) 寄付電気プラン B (九州)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の料金は、310 円といたします。

基本料金単価	契約電流 10 アンペアにつき	291.60 円
--------	-----------------	----------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	15kW 超過 120kWh まで: 1 kWh につき	17.19 円
	120kWh 超過 300kWh まで: 1kWh につき	22.69 円
	300kWh 超過分	25.63 円

## 2. 寄付電気プラン C

(1) 寄付電気プラン C (北海道)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の料金は、246.24 円といたします。

基本料金単価	契約容量 1 kVA につき	334.80 円
--------	----------------	----------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	15kW 超過 120kWh まで: 1 kWh につき	23.54 円
	120kWh 超過 300kWh まで: 1kWh につき	29.72 円

	300kWh 超過分	33.37 円
--	------------	---------

(2) 寄付電気プラン C (東北)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の料金は、247.04 円といたします。

基本料金単価	契約容量 1 kVA につき	324.00 円
--------	----------------	----------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	15kW 超過 120kWh まで: 1 kWh につき	18.24 円
	120kWh 超過 300kWh まで: 1kWh につき	24.87 円
	300kWh 超過分	28.75 円

(3) 寄付電気プラン C (東京)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の料金は 231.55 円といたします。

基本料金単価	契約容量 1 kVA につき	280.80 円
--------	----------------	----------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	15kW 超過 120kWh まで: 1 kWh につき	19.52 円
	120kWh 超過 300kWh まで: 1kWh につき	26.00 円
	300kWh 超過分	30.02 円

(4) 寄付電気プラン C (中部)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の料金は、205 円といたします。

基本料金単価	契約容量 1 kVA につき	280.80 円
--------	----------------	----------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	15kW 超過 120kWh まで: 1 kWh につき	20.68 円
	120kWh 超過 300kWh まで: 1kWh につき	25.08 円
	300kWh 超過分	27.97 円

(5) 寄付電気プラン C (北陸)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の料金は、231.55円といたします。

基本料金単価	契約容量 1 kVA につき	237.60 円
--------	----------------	----------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	15kW 超過 120kWh まで: 1 kWh につき	17.52 円
	120kWh 超過 300kWh まで: 1kWh につき	21.33 円
	300kWh 超過分	23.02 円

(6) 寄付電気プラン C (関西)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の料金は、187円といたします。

基本料金単価	契約容量 1 kVA につき	388.80 円
--------	----------------	----------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	15kW 超過 120kWh まで: 1 kWh につき	17.40 円
	120kWh 超過 300kWh まで: 1kWh につき	21.68 円
	300kWh 超過分	24.95 円

(7) 寄付電気プラン C (中国)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の料金は、180円といたします。

基本料金単価	契約容量 1 kVA につき	399.60 円
--------	----------------	----------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	15kW 超過 120kWh まで: 1 kWh につき	17.76 円
	120kWh 超過 300kWh まで: 1kWh につき	23.74 円
	300kWh 超過分	25.58 円

(8) 寄付電気プラン C (四国)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の料金は、205円といたします。

基本料金単価	契約容量 1 kVA につき	367.20 円
--------	----------------	----------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	15kW 超過 120kWh まで: 1 kWh につき	16.66 円
	120kWh 超過 300kWh まで: 1kWh につき	22.09 円
	300kWh 超過分	24.96 円

(9) 寄付電気プランC (九州)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の料金は、310円といたします。

基本料金単価	契約容量 1 kVA につき	291.60 円
--------	----------------	----------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	15kW 超過 120kWh まで: 1 kWh につき	17.19 円
	120kWh 超過 300kWh まで: 1kWh につき	22.69 円
	300kWh 超過分	25.63 円

### 3. 燃料費調整

#### (1) 燃料費調整額の算定

##### イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ 、 $\beta$ 、および $\gamma$ は、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

寄付電気プラン B (北海道) 寄付電気プラン C (北海道)	$\alpha = 0.4699$	—	$\Gamma = 0.7879$
寄付電気プラン B (東北) 寄付電気プラン C (東北)	$\alpha = 0.1152$	$\beta = 0.2714$	$\Gamma = 0.7386$
寄付電気プラン B (東京) 寄付電気プラン C (東京)	$\alpha = 0.1970$	$\beta = 0.4435$	$\Gamma = 0.2512$
寄付電気プラン B (中部) 寄付電気プラン C (中部)	$\alpha = 0.0275$	$\beta = 0.4792$	$\Gamma = 0.4275$
寄付電気プラン B (北陸) 寄付電気プラン C (北陸)	$\alpha = 0.2303$	—	$\Gamma = 1.1441$
寄付電気プラン B (関西) 寄付電気プラン C (関西)	$\alpha = 0.2985$	$\beta = 0.2884$	$\Gamma = 0.4300$
寄付電気プラン B (中国) 寄付電気プラン C (中国)	$\alpha = 0.1543$	$\beta = 0.1322$	$\Gamma = 0.9761$
寄付電気プラン B (四国) 寄付電気プラン C (四国)	$\alpha = 0.2104$	$\beta = 0.0541$	$\Gamma = 1.0588$
寄付電気プラン B (九州) 寄付電気プラン C (九州)	$\alpha = 0.1490$	$\beta = 0.2575$	$\Gamma = 0.7179$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。  
 なお、燃料費調整単価の単位は1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(ニ)基準燃料価格を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準価格}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(ニ)基準燃料価格を上回り、かつ、  
 (ニ)上限価格以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準価格}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(ニ)上限価格を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{上限価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準価格}}{1,000}$$

(ニ) 基準燃料価格、上限価格は以下のとおりといたします。

契約種別	基準燃料価格	上限価格
寄付電気プランB (北海道) 寄付電気プランC (北海道)	37,200 円	55,800 円
寄付電気プランB (東北) 寄付電気プランC (東北)	31,400 円	47,100 円
寄付電気プランB (東京) 寄付電気プランC (東京)	44,200 円	66,300 円
寄付電気プランB (中部) 寄付電気プランC (中部)	45,900 円	68,900 円
寄付電気プランB (北陸) 寄付電気プランC (北陸)	21,900 円	32,900 円
寄付電気プランB (関西) 寄付電気プランC (関西)	40,700 円	61,100 円
寄付電気プランB (中国) 寄付電気プランC (中国)	26,000 円	39,000 円
寄付電気プランB (四国) 寄付電気プランC (四国)	26,000 円	39,000 円
寄付電気プランB (九州) 寄付電気プランC (九州)	33,500 円	50,300 円

## ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から 6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から 7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から 8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の 1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から 2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から 3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から 4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の4月の検針日から 5月の検針日の前日までの期間

## ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算出された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。



寄付電気プランB (北海道) 寄付電気プランC (北海道)	1kWhにつき	19 銭 3 厘
寄付電気プランB (東北) 寄付電気プランC (東北)	1kWhにつき	21 銭 7 厘
寄付電気プランB (東京) 寄付電気プランC (東京)	1kWhにつき	22 銭 8 厘
寄付電気プランB (中部) 寄付電気プランC (中部)	1kWhにつき	22 銭 9 厘
寄付電気プランB (北陸) 寄付電気プランC (北陸)	1kWhにつき	15 銭 8 厘
寄付電気プランB (関西)	最初の 15kWh まで 上記をこえる 1kWhにつき	3 円 15 銭 9 厘 21 銭 1 厘
寄付電気プランC (関西)	1kWhにつき	21 銭 1 厘
寄付電気プランB (中国)	最初の 15kWh まで 上記をこえる 1kWhにつき	3 円 61 銭 3 厘 24 銭 1 厘
寄付電気プランC (中国)	1kWhにつき	24 銭 1 厘
寄付電気プランB (四国)	最初の 11kWh まで 上記をこえる 1kWhにつき	2 円 11 銭 5 厘 19 銭 2 厘
寄付電気プランC (四国)	1kWhにつき	19 銭 2 厘
寄付電気プランB (九州) 寄付電気プランC (九州)	1kWhにつき	17 銭 6 厘

## 改定履歴

版数	発行日	改定履歴
新規発行	平成 29 年 4 月 1 日	
改定 1 回目	平成 29 年 8 月 1 日	関西エリアの料金の改定